

グループホームやたの 料金表

2021年4月～

要介護区分		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険給付 (1割負担分)	介護サービス費 (短期利用)	¥748 (¥776)	¥752 (¥780)	¥787 (¥816)	¥811 (¥840)	¥827 (¥857)	¥844 (¥873)
	医療連携体制加算Ⅱ			¥49			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥22					
	口腔衛生管理体制加算	¥30					
	30日分	¥23,130	¥24,720	¥25,770	¥26,490	¥26,970	¥27,480
保険外給付	家賃相当額 (水道光熱費含む)	¥45000/月 途中入退居 ¥1,500/日 短期利用の場合は¥2,000/日					
	食費	1日 ¥1,450 30日 ¥43,500 朝食 ¥350 昼食 ¥500 夕食 ¥500 お茶請け ¥100					
合計(30日分)		¥111,630	¥113,220	¥114,270	¥114,990	¥115,470	¥115,980

短期利用の場合は介護サービス費＋医療連携体制加算Ⅱ、サービス提供体制強化加算Ⅰ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰが加算されます(利用状況によって、若年性認知症利用者受入加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算が加算される場合もあります)。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な対応として令和3年4月～9月までの期間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

名称	かかる費用		要件
初期加算	30円/日	<input type="checkbox"/>	利用登録日から30日間加算されます。
サービス提供体制強化加算	I, II, IIIのいずれかに該当する場合に加算されます。		
サービス提供体制強化加算 I	22円/日	<input type="checkbox"/>	介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の70以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算 II	18円/日	<input type="checkbox"/>	介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の60以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算 III	6円/日	<input type="checkbox"/>	介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の50以上である場合、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が100分の75以上配置されている場合に算定されます。
医療連携体制加算	I, II, IIIのいずれかに該当する場合に加算されます。 24時間連絡可能な体制の確保及び利用者が重症化、看取りの必要が生じた場合などにおける対応の指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対してその指針の内容を説明し、同意を得ている場合に加算されます。		
医療連携体制加算 I	39円/日	<input type="checkbox"/>	事業所の職員として、又は病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保している場合に加算されます。
医療連携体制加算 II	49円/日	<input type="checkbox"/>	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、更に医療的ケアが必要な利用者等が過去12カ月の間に1名以上いる場合に加算されます。
医療連携体制加算 III	59円/日	<input type="checkbox"/>	看護師を常勤換算で1名以上配置し、更に医療的ケアが必要な利用者等が過去12カ月の間に1名以上いる場合に加算されます。
看取り介護加算	72円/日	<input type="checkbox"/>	死亡日以前31日以上45日以下の期間に加算されます。
	144円/日	<input type="checkbox"/>	死亡日以前4日以上30日以下の期間に加算されます。
	680円/日	<input type="checkbox"/>	死亡日の前日及び前々日に加算されます。
	1280円/日	<input type="checkbox"/>	死亡日に加算されます。
認知症専門ケア加算	I, IIのいずれかに該当する場合に加算されます。		
認知症専門ケア加算 I	3円/日	<input type="checkbox"/>	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者について、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供している場合に加算されます。
認知症専門ケア加算 II	4円/日	<input type="checkbox"/>	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者について、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	<input type="checkbox"/>	受け入れた若年性認知症の方に個別に担当者を定めている場合に算定されます。
夜間支援体制加算 II	25円/日	<input type="checkbox"/>	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、共同生活住居の数に1を加えた数以上である場合に加算されます。
口腔衛生管理体制加算	30円/月	<input type="checkbox"/>	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により毎月介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導をする場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/6ヵ月	<input type="checkbox"/>	利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態を確認し、利用者の口腔及び栄養状態に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合に加算されます。
入院時費用加算	246円/日	<input type="checkbox"/>	利用者が病院等への入院となった場合に、退院後の受入体制を整えている場合に加算されます。※1カ月に6日を限度
退居時相談援助加算	400円/回	<input type="checkbox"/>	退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	40円/月	<input type="checkbox"/>	利用者個々の心身状態等に係る基本情報を厚生労働省に提出し、サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、その情報を適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
栄養管理体制加算	30円/月	<input type="checkbox"/>	管理栄養士が職員に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます。
生活機能向上連携加算	I, IIのいずれかに該当する場合に加算されます。		
生活機能向上連携加算 I	100円/月	<input type="checkbox"/>	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等から助言を受け、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に加算されます。
生活機能向上連携加算 II	200円/月	<input type="checkbox"/>	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、身体状況等の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に算定されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算(短期利用)	200円/日	<input type="checkbox"/>	医師が認知症の行動・心理症状により在宅生活が困難であり、緊急に短期利用が適当であると判断した方に、サービスを行った場合に加算されます。

※介護職員処遇改善加算 I (所定単位数×111/1000) が加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算 I (所定単位数×31/1000) が加算されます。